

審議会等会議録

審議会等の名称	第 6 回 山口市保育施設等事故検証委員会
開催日時	平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 (水曜日) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
開催場所	小郡保健福祉センターふれあいホール
公開・部分公開の区分	公開
出席者	委員：白石委員長 中嶋副委員長 濱本委員 岡本委員 姫井委員 オブザーバー：山口県健康福祉部 こども政策課 保育・母子保健班長 中本主幹
欠席者	
事務局	健康福祉部 有田部長 中川次長 こども家庭課 今井課長 植村主幹 渡辺主幹 川畑副主幹 小田主査 宮崎主査
議題	1 開会 (委員長あいさつ) 2 議事 (1) 報告書 (案) の確認について
内容	<p>【事務局】</p> <p>ただいまから「第 6 回山口市保育施設等事故検証委員会」を開会いたします。 本日は、御多用中にもかかわらず、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行につきましても、山口市健康福祉部次長の「中川」が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>これから先は、失礼ですが、着座にて進行を努めさせていただきます。 はじめに、本委員会の白石委員長さんから、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>【委員長】</p> <p>今日は 1 2 月 2 0 日ですが、今月の 1 1 日に A さんが亡くなられて 4 年目を迎えられました。改めて心より御冥福を申し上げます。</p> <p>私共は、このような事故が二度と起こらないように、これまで安心・安全な保育が行われるために、丁寧に検証を進めてまいりました。今日、その対策案とか改善案を含めてそれぞれの専門の立場から御議論をいただいて報告書が完成すればというように考えております。よろしく申し上げます。</p> <p>【事務局】</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、本日は山口県健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課、保育・母子保健班の中本主幹さ</p>

んに御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠を確認させていただきます。

本日は、全員御出席でございます。よって本日の会議については、過半数の御出席でございますので、「山口市保育施設等事故検証委員会規則」第4条第3項により、会議が成立していることをあわせて申し上げます。

なお、第1回目の委員会で御決定いただきましたとおり、今回の会議につきましては公開とさせていただきます、御発言の際には個人名、法人名は伏せていただき、会議録につきましても御発言された委員の個人名は伏せて公開させていただき、との取り扱いとさせていただきますと存じます。

次に本日の会議資料の取扱いについてでございます。第1回委員会において、会議資料については、保護者、保育施設等の個人情報が含まれる、或いは類推が可能な場合を含む資料については、委員のみに配付することとし、傍聴者及び報道機関には配布しない、会議資料の公開についても同様の取扱いをする、このようにしておりました。今回の資料につきましても、委員長さんもおっしゃられたとおり作成過程の案の段階ではありますが、個人情報等が係る部分については、今後の公表に向けて保護者及び保育施設の事実確認部分について確認及び了解を得られている状況でございます。こうしたことから、本日の資料につきましても、傍聴者の方や報道機関の方に、報告書現在案でございますが、これを配布することとしたいと考えております。お諮りしたいと思います、よろしいでしょうか。

【委員】

配布する内容は、とりあえず全部配布するということですか。

【事務局】

これまでの会議の状況を踏まえて、現時点で整理した内容という形にはしております。

では、事務局の方から配布させていただきます。

これからの議事進行につきましては、「山口市保育施設等事故検証委員会規則」第4条第2項の規定によりまして、会議の議長は、委員長をもって充てることとなっております。委員長さんよろしくお願い致します。

【委員長】

それでは、議事に入りたいと思います。議事の（1）の報告書案についてです。本日の会議でございますが、前回の会議において、報告書の具体的な取りまとめに向けまして、報告書の構成（案）の確認、本件の背景に関する分析、再発防止策の検討について御審議いただきました。

本日は、前回までの審議を踏まえまして、私と事務局のほうで再発防止策と

事故防止のための対策に関する提言の案をまとめさせていただきましたので、報告書の最終的な取りまとめとして、こちらについて御意見等をいただければと考えております。

それではまず、再発防止策と事故防止のための対策に関する提言の審議に入ります前に、前回委員会において御承認をいただきました、「1. 事故の概要と検証の観点」から、「4. 市における事故後の対応」までの部分の記載について、事実認識に誤りがないかどうか、保護者の方、保育施設の方に御確認をいただいておりますので、その状況を事務局のほうから報告していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、報告させていただきます。

保護者様には10月31日に、それから保育施設には11月8日に、それぞれ「1. 事故の概要と検証の観点」から、「4. 市における事故後の対応」までの部分の記載について、事実認識に誤りがないか御確認をいただきました。

御確認いただいた結果、双方とも記載内容に大きな齟齬はございませんでしたことを報告いたします。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、「4. 市における事故後の対応」までの部分については、お手元の案のとおりとさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

【委員】

形式的なことですが3項の(3)アとイ、目次部分の(3)のアとイの記載と11ページの記載に齟齬があるので修正していただきたいと思っております。それと10ページの本件の概要3の(1)平成25年4月1日現在のものですが、確認した限りでは保育士の数が13人とありますが、従前配付された資料によりますと相違があるのかと思っておりますが、御確認いただきますようお願いいたします。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。表紙の見出しと本文のところと、御指摘のあった保育士の数については、再度確認して訂正させていただきます。他にお気付きの点がございましたでしょうか。

次に、「5. 本件の背景に関する分析」につきまして、前回いただきました御意見を踏まえてまとめておりますが、御意見等ございましたでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、「5. 本件の背景に関する分析」につきまし

てはお手元の案のとおりとさせていただきます。

それでは、「6. 再発防止策」につきましては、前回御審議いただいた内容を整理し、これらを踏まえた形で「7. 事故防止のための対策に関する提言」の案をまとめておりますので、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「6. 再発防止策」と「7. 事故防止のための対策に関する提言」の記載内容の案ということで読み上げさせていただきます。お手元の資料の22ページにあります。6. 再発防止策につきまして読み上げます。

本件の検証においては、本件の背景に関する分析を踏まえ、保育の安全性全般を向上するという観点から、次のような再発防止策が必要であると考えられる。

(1) 児童の健康状態等の把握について、保育を行っていく上で、お預かりする児童の心身の状況を保護者と保育施設が把握、共有することは非常に重要である。

本件においては、入園時に作成された児童票等の資料によって児童の既往症等は当該施設においても把握されていた。

しかしながら、当日の朝の健康状態については、保護者と当該施設の間で認識が異なっており、結果としては情報共有が図られていない状況が生じている。

児童の受け入れ時の保護者からの健康状態の聞き取りは、その日の児童の保育を行っていく上での重要な情報であり、保護者と十分にコミュニケーションを図るとともに、体調が優れない児童に関しては紙媒体等で記録を残し、保護者に確認を行う等、可能な限り正確かつ細やかな情報の把握に努める必要があると考えられる。

(2) 事故防止、危機管理の徹底について、安心、安全な保育を行っていくために、事故防止や危機管理に関する実態に即して分かりやすいマニュアル等を作成し、常日頃から保育施設の職員間での共通理解や体制構築を図り、また、こうした保育の体制をより充実させていくために、客観的な視点での助言等を得る機会も必要であると考えられる。

有事の際には全職員がマニュアルに従って迅速かつ的確な対応を行うことが必要である。本件のような体調不良の児童には、より細やかな観察と対応が必要であることから、緊急時の際の行動が速やかに行われるよう、研修や訓練等を通じて習熟度を高めていくなど、不断の努力を行っていくことが求められる。

加えて、映像を通じて日頃の保育を振り返り、事故発生の原因となり得る危険要因の有無を検証することにより保育の質と安全を高めていくとともに、万が一、事故が発生した際の客観的な検証の材料となるよう、各保育施設の運営方針に配慮しつつ、事故防止のためのビデオカメラ設置について促進していくことが望ましいと考えられる。

続きまして、23ページ、7. 事故防止のための対策に関する提言です。

本検証委員会における検証に際し、Aさんの保護者から本検証委員会宛てに要望書が提出された。要望事項は（１）全保育施設に、事前通告なしの抜き打ち監査を導入すること、（２）全保育施設に、保育室内のカメラ設置を義務化することの２点である。

（１）に関しては、平成２８年３月に国が作成した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、地方自治体に対して「死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合（こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う」ことが示されており、このガイドラインのもと、実施機関が適切であると判断する方法で指導監査等を実施していると考えられる。

（２）に関しては、義務化には法制度の整備等が必要となり、直ちに実現することは困難であると考えられる。

本検証委員会としては、こうした事故の再発防止に対する保護者の思いや検証を通じた再発防止策を踏まえ、具体的な方策を次のとおり提言することとする。

提言１、危機管理に関する保育施設従事者の研修等の充実について。

保育施設は、保育の質と安全を高め、入所児童の健やかな成長を期するため、危機管理に関するマニュアルをより分かりやすく作成し、適宜改定を行うとともに、これに基づき、有事の際に、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、職員の研修・訓練の充実を図ること。なお、その際には、特に乳児・１歳以上３歳未満児の時期について、『発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要』であることを十分に踏まえること。

市は、保育施設に対し、保育施設の職員の研修・訓練の充実を図るため、必要な情報や指導を行うとともに、自らも、保育士等の保育施設従事者の専門性をさらに高めることに資する研修を企画、開催し、市全体で保育の質と安全の向上を図ること。

保育士等の保育施設従事者は、保育施設の研修・訓練や市主催の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

※社会保障審議会児童部会保育専門委員会・平成２８年１２月２１日付け「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」３頁参照。

提言２、保育室等へのビデオカメラ設置の促進について。

保育施設は、映像を通じて日頃の保育を振り返り、事故発生の原因となり得る危険要因の有無を検証することにより事故防止等に繋げるとともに、万が一、事故が発生した際の客観的な検証材料とするために、各施設の実状や運営方針を踏まえた上で、保育室等へのビデオカメラの設置を検討すること。

市は、保育室等へのビデオカメラの設置を促進するために、補助制度の創設等、

必要な支援策を講じること。

提言3、外部の視点を活用した指導・助言の強化について。

市は、各保育施設の取り組みを専門的かつ客観的な視点から振り返り、必要な改善が行われるよう、外部有識者等の人材を活用し、各保育施設を巡回して指導・助言する仕組みの構築を図ること。

以上で6. 再発防止策と7. 事故防止のための対策に関する提言でございます。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの案につきまして御質問はございますでしょうか。

【委員】

まず6の再発防止策についてですが、7の事故防止のための対策に関する提言も含めて、誰が具体的に何をするかということを明確に記載する必要があるのかなと思われるところなのですが、いくつか質問させていただければと思います。まず、(1)の「保護者と十分にコミュニケーションを図る」の主語が抜けているような気がします。この主語が何というのを明確に教えていただければと思います。二つ目が(2)の2段落目の「求められる」とありますが誰に求められているのかが明確でないので教えていただきたいと思います。

あと、最終段落の「促進していくことが望ましいと考えられる」とありますが、誰が促進するのか明確にさせていただければと思います。

【事務局】

まず、6の再発防止策の(1)の児童の健康状態等の把握についての御指摘のあった「保護者と十分にコミュニケーションを図る」、ここの主語ですが、「保育施設」になります。次に(2)事故防止、危機管理の徹底についての2段落目の「不断の努力を行っていくことが求められる」の対象施設は、「保育施設」になります。最後に「促進していく」の主語は「市」となります。以上です。

【委員】

(2)の「不断の努力を行っていくことが求められる」施設は、「保育施設」のみでしょうか。市のほうでも不断の努力をしていただくことはできないでしょうか。

【事務局】

そうですね、今、御指摘いただきましたように提言のところでは市のほうでも研修等を積極的に充実するというので、市も同じように保育施設と同様に「不断の努力を行っていくことが求められる」の主語に加えていきたいと思

ます。以上です。

【委員】

6の(1)の最終段落の「健康状態の聞き取りは、重要な情報であり」はおかしいのでは。おそらくは「保護者から聞き取った健康状態は・・・重要な情報であり」という形にするのが正確なのかなと思います。

【事務局】

御指摘のとおりかと思います。そのように修正させていただきます。

【委員長】

6の再発防止策について、他に御意見等ございますでしょうか。

今、御指摘があった主語をはっきりさせて、何がどうようにするのかより明確にして再発防止策のところは修正をさせていただければと考えております。それでは、7の事故防止のための対策に関する提言についてお気付きの点がございましたらよろしくお願いします。

【委員】

まず、タイトル部分が目次の表現と23ページの表現が食い違っていますので統一していただければと思います。先ほども申し上げましたが誰が何をするのかということを確認させていただきたいという観点から、まず提言1の3つ目の・の・のところの文章ですが、「保育士等の保育施設従事者」で保施設従事者ということであたい特定されているのですが、誰が何をするかというところを明確にする観点から「保育士等」をもう少し具体的に示していただくとありがたいかなと思いました。次に提言2の一つ目の・の「事故防止等に繋げる」の「等」は何を含ませているのかというのを教えていただきたい、それと「保育室等」の「等」は何を指しているのか教えていただければと思います。次に提言3の「外部有識者等」の「等」は何かということを確認していただければと思います。

【事務局】

ただいま御指摘のいただいた「等」の内容ということですが、まず23ページの提言1の「保育士等」でございますが、保育士以外に例えば給食調理員、事務員とか従事されていらっしゃるということで、そういった方も含むということで「等」で括らせていただきました。次に提言2の「事故防止等に繋げる」というところでございますが、まずは第一に事故防止というところを主体にしておりますが、例えば日頃の保育を振り返って、保育の内容自体をしっかり質を高めるという意味合いを「振り返り」という中で、そういったことも

含んだ意味で「等」で括らせていただきました。

次に「保育室等へのビデオカメラの設置」の「等」でございますが、事故が起りそうな、例えばプールであったりそのようなところを想定しております。最後に24ページの「外部有識者等」でございます。こちらの「等」は何を想定しているかということですが、外部の有識者あるいは有識者に関わらず各保育施設を指導・助言でき得る人材ということで、外部有識者その他にも現場を経験されたOBとかそのような方々を想定しながら「等」で括らせていただきました。必要に応じて中身をプラスする必要があれば委員長と御相談しながら修正していきたいと思っております。

【委員】

提言1の一つ目の・の「必要な情報や指導を行うとともに」とありますが、この必要な情報や指導を行うというのは対応していないと思うので、例えば「必要な情報提供をし、必要な指導を行うとともに」というような意味で記載されたということではよろしいですか。いずれにしても正確な表現にしていなければと思います。

【事務局】

ただいまの件でございますけども、御指摘のとおりでございます、修正させていただきます。

【委員】

23ページの7. 事故防止のための対策に関する提言の(1)は、事前通告なしの抜き打ち監査について、「ガイドラインのもと、実施機関が適切であると判断する方法で指導監査等を実施していると考えられる。」とありますが、実際に実施しているのか、それとも実施しているだろうということなのか、ちょっとはっきりしないのではっきりしたほうがいいと思うのですが。

【事務局】

ただいまの御質問でございますが、この「実施していると考えられる」というところですが、このガイドラインの発出が平成28年3月ということで、その後の実際の実施機関というのは、指導監査権限を持つ実施機関でありまして、山口県あるいは山口市も子ども・子育て支援法の中での確認監査というものもありますが、実態は詳細の調査をしてという状況が、そこを把握している状況ではないということでありまして、実際に実施しているかどうか実態を把握出来ておりませんのでそういった表現とさせていただきます。

【委員】

実際に指導監査は、抜き打ちで実施機関が出来るということなのですね。それは、ガイドラインにあるので出来るということで、28年3月以降にしているかは分からないということですね。

【委員長】

他にございますでしょうか。

【委員】

24ページの「補助制度の創設等、必要な支援策を講じること」とありますが、補助制度の創設以外に何か必要な支援策として考えていらっしゃるかが現時点であるのでしょうか。

【事務局】

これも「等」の部分で支援策として補助制度の創設以外の御質問でございますが、補助制度の創設を検討することを第一に考えています。即効性のある対応としては、補助制度の創設というところがあるかということで、実現可能な部分で支援策を考えたときに補助制度がありました。特に具体的には詳細があるわけではありません。以上です。

【委員長】

他に御意見等、お気付きの点がありましたらお願いします。

【委員】

この報告書自体ではないのですが、一般的に保育現場の感覚から感じるということを一言申し上げたいと思います。この報告書は、今、色々と修正をかけられましたけど、修正をかけた型ですと、文書として本当に間然するところのない見事な網羅的な再発防止に向けての文書になっているとは思いますが、しかし、現実に検証委員会というのが何に資するのかと言えば、やはり再発防止といってもそれに向けて誰がどのような想いを持っているのかということがあるということで、当然のことながらやはり不条理な結果を持って亡くなってしまったお子さんや、あるいは家族の想いというものがこの文書によって、あるいはこの方策によって少しでも将来に向けての何かの足しになっていく感触が、私は必要なだろうと思います。保育所においても、まずこの事故の話、私も一人の園長としてこの話を聞いたときには、やはり制度は誰のためにあるのかと言えば子どもと家庭のためにあるものと決まっている。子どもと家庭は、このような結果を被らざる得ないということに対する、血の通った思いというものを関係各所が持つ必要があるだろうと思います。例えば、制度のガイドラインが下りてきてこうなっています

以上に、まず家庭と子どもを守るのは、なんといっても保育制度自体が、ほとんどが自治事務なわけで、いわゆる法定受託事務ではないわけですから、ガイドライン自体が「これは技術的助言である」ということを示しているぐらいに自治体の主体性というのが非常に重要なものとしてあるわけですよ。だから自治体、山口市なら山口市の現場担当者が非常に忙しくて手が回らないというのはよく分かるのですが、やはり重大な結果に対して当事者の想いに少しでも寄り添った姿勢を持って熱を持って対応することが必要だろうと思います。本当にこの文書はよくできているわけですが、これによって、これを例えば現場の保育士さんに向けたときにこれを説明して、「どう思う」って言ったら、「どうですかね、それは今までやってきたことだし、今までも言われてきたことじゃないですか」ということが返ってくるんじゃないかと思います。確かにこの検証委員会で、私は立場上全部出ることが出来なかったです。皆さんが力を尽くされたということがよく分かるのですが、やはり私たち保育園一つひとつが努力していかないとということなのですが、結果に具体的に寄り添うという内容があるのではないかという気がして、このマインドがあれば事故防止という何よりの底力になっていくのだとそんな気がします。文書があまりにもよく整然とできているので、私の思いを言ってしまうと申し訳ないですが、これは別にこのように修正すべきであるということではなく単なる感想です。だけど、現場で親御さんや子どもと付き合っている限りでは、そのような想いをってしまうことを言っておかないといけないのかなという気がしました。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。貴重な御意見だと個人的にも思いますし、委員会としても皆さんその想いだと思います。やはり保護者の方の想いを大事にしつつ、大切なお子さんを亡くされているわけですから、その想いに寄り添う形もとても大事な視点だと思っております。

【委員】

お話いただいた御意見について、再発防止策か提言のどこかに何がしか盛り込むようなことが出来たらと思いますが。

【委員】

具体的に何か盛り込める形があればそのように申し上げたいと思うのですが、どうにも出てきません。だけれども、やはり全体が再度、結果の重大性とそれが我が身だったらどうなのだという、そのことを私は、保育園の職員会議でこの事故のことは当然取り上げますが、まずそういう身になってほしいということを行うつもりでいましたし、これを文書にしろと言われてもどうにも思い当たりませんので、単なる感想だと申し上げました。

【委員長】

今すぐにどこにとは具体的に申し上げることは出来ませんが、いただいた御意見を踏まえて必要に応じて修正を加えていければと考えています。もちろん、どこに加えるかは、この再発防止策か事故防止のための対策に関する提言の中ほどの程度加えられるか分からないですが、今いただいた保護者の方の想いを反映できるような報告書になればと考えております。

他に御意見等あれば、気付き等でも結構ですので、まだより良い報告書になるように、あるいは今言われたようにより保護者の方の思いも反映されるような報告書になるように御意見等、気付きがありましたらよろしく願います。

【委員長】

他にございますか。よろしいでしょうか。6の再発防止策と7の事故防止のための対策に関する提言につきましては、出来るだけ保護者の方の思いをより反映できるような形で事務局と相談させて修正を加えていきたいと思いますが、今ここに事務局からお話がありました提言につきましては、基本的にはこの内容で進めさせていただくことでもよろしいですか。より文書を精査しないといけない部分があるのですが、かつ御指摘があったような保護者の方の思いが伝わるような文書の修正をしなければいけない部分はありますが、内容の構成としましては今挙げている内容を柱に文書を作成させていただく方向でよろしいですか。

ありがとうございます。報告書につきましては、今の御指摘を踏まえて各委員さんに個別に最終的な御確認をお願いした後に完成とさせていただきたいと思っておりますので、事務局のほうからその旨の連絡がありました際には御協力をよろしく願います。他に何かございますでしょうか。

以上で、本日の議事は終了いたしました。また、検証委員会としてのこうした会議につきましても、本日で終了となります。これまで、各委員さんの御協力のもと、具体的な提言までを盛り込んだ報告書の完成にこぎ着けることができました。心より感謝申し上げます。

それでは、事務局のほうから願います。

【事務局】

事務局のほうから二点ほどお願いがございます。先ほど委員長さんがおっしゃられましたが、本日の議論を踏まえて委員長さんと事務局のほうで最終的な報告書の修正等を加えまして、その報告書につきましては、改めて各委員さんに最終の御確認をいただいた後、完成とさせていただきたいと思っております。完成後は委員長さんから、市長へ報告書の提出を行っていただきたいと思います。その後、市公式ウェブサイトで公表することとなります。なお、公表の際には、国に報告書を提出することとなっております。

また、1回目の委員会においてお知らせいたしましたが、これまでの会議において配布いたしました資料でございますが、最終的な御確認がありますので、その確認が終わって報告書が完成となりましたら、私どものほうで回収させていただきます。個人情報等でございますので、最終確認が終わりましたら回収させていただきます。後日改めて御連絡を申し上げまして、回収に伺わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後に、健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

【事務局】

皆様、本日は活発な御審議、誠にありがとうございました。本検証委員会は、今年の3月14日から本日まで、長い期間にわたりまして、市内の保育施設の安心・安全の向上のために、再発防止に関しまして御審議をいただいていたところでございます。この山口市保育施設等事故検証委員会、本市にとりましても初めての検証委員会でございます。事務局といたしましても様々なところから情報をいただきながら、手探りの状況で進めてまいった状況でございます。そういった面では委員長さんをはじめ委員の皆様には大変至らないこと、御負担をお掛けしたかと思っておりますが、改めましてこれまでの御審議、誠にありがとうございました。

先ほど委員長さんのほうからもお話がございましたけれども、委員の皆様の本日いただいた御意見も含めまして、最終的な報告書を事務局のほうで委員長さんと共有いたしまして、作成しましたものを御確認いただきまして完成という形となります。

年明け1月中旬には、委員長さんから市長のほうへ、報告書をお渡しいただくことになろうと思っております。そちらの日程等、詳細が決まりましたらまたお知らせいたしたいと思っております。

本日までの長い期間にわたりまして御協力、誠にありがとうございました。

会議資料

問い合わせ先

山口市健康福祉部こども家庭課

TEL 083-934-2798